

監査公表第24号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき下記のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和6年3月5日

新城市監査委員 原 義 弘
新城市監査委員 中 西 宏 彰

第1 監査種別

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

第2 監査の対象

新城市作手高齢者生活福祉センター虹の郷の指定管理者 社会福祉法人新城市社会福祉協議会
所管部課 健康福祉部高齢者支援課

第3 監査に当たった監査委員

原 義弘 中西宏彰

第4 監査の期間

令和6年1月9日～令和6年2月22日

第5 監査の方法

社会福祉法人新城市社会福祉協議会の新城市作手高齢者生活福祉センター虹の郷の指定管理に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、諸帳簿などについて調査・確認を行った。また事業実施場所での現地査察を行い、関係法令に沿って適正な事務処理が行われているかどうかの主眼をおいて監査を実施した。

所管部課に対しては、公の施設の指定管理に係る事務の執行状況や、指導監督の状況等の確認を主眼に監査を実施した。

第6 監査の結果等

1 監査対象団体の概要

社会福祉法人新城市社会福祉協議会は、新城市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体で、住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供することを経営の原則に掲げる公共性の高い民間非営利組織である。

(1) 役員（令和5年12月1日現在）

理事15名（うち会長1名、副会長2名、常務理事1名）、監事2名、

評議員 29名

(2) 事務局体制（令和5年12月1日現在）

事務局長 1名、常勤職員 30名、嘱託職員 9名、臨時職員 54名、
市派遣職員 3名（計 97名）

(3) 事業

- ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- イ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- エ アからウのほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- オ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- カ 共同募金事業への協力
- キ 生活福祉資金貸付事業
- ク 居宅介護等事業の経営
- ケ 老人デイサービスセンターの経営
- コ 老人短期入所事業の経営
- サ 老人介護支援センターの経営
- シ 障害福祉サービス事業の経営
- ス 障害児相談支援事業の経営
- セ 一般相談支援事業の経営
- ソ 特定相談支援事業の経営
- タ 移動支援事業の経営
- チ 福祉サービス利用援助事業
- ツ 心配ごと相談事業
- テ 新城包括支援センターの経営
- ト 新城市しんしろ福祉会館の経営
- ナ 新城市作手高齢者生活福祉センター虹の郷の経営
- ニ 成年後見制度に関する事業
- ヌ 生活困窮者自立相談支援事業
- ネ 生活困窮者家計改善支援事業
- ノ 子どもの学習・生活支援事業
- ハ 生活支援体制整備事業
- ヒ その他この法人の目的達成のため必要な事業

2 監査対象事業について

新城市作手高齢者生活福祉センター虹の郷の指定管理

指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

- 業務内容
- ① 施設の維持管理業務に関する事
 - ② 施設の利用許可に関する事
 - ③ 利用料金の徴収に関する事
 - ④ 上記に付随する業務に関する事

指定管理料	令和4年度	47,214,753円
	令和5年度	62,195,000円

3 監査の結果

指定管理事業について、関係法令及び規程等に沿って概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する団体への指導や是正措置等の状況については、この報告の受領日から概ね3か月を目処に通知されたい。

【社会福祉法人新城市社会福祉協議会】

特になし

【健康福祉部高齢者支援課】

意見

- 1 建物の老朽化については、利用される高齢者に配慮の上、長期的な計画を立て、施設の運営に支障が無いよう適切な対応をしていただきたい。